

社会福祉法人プレジール

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 重要事項説明書

当施設は入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供致します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

※当施設への入居は原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

詳細につきましては特別養護老人ホーム いちの倉（TEL 0276-57-6211）までお問い合わせ下さい。

1. 施設経営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 プレジール
- (2) 法人所在地 群馬県太田市新田市野倉町220-21
- (3) 電話番号 0276-57-6211
- (4) 代表者氏名 理事長 高橋 輝明
- (5) 設立年月 平成22年1月8日

2. ご利用施設について

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設
(平成22年9月1日指定 群馬県)
介護保険事業所番号 1090500222
- (2) 施設の目的 入居者の家庭復帰を可能にすることを目指して、日々快適で
安心の出来る環境と様々な介護サービスを提供し、入居者が心身
の状況に応じ、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援す
る事を目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム いちの倉
- (4) 施設の所在地 群馬県太田市新田市野倉町220-21
- (5) 電話番号 0276-57-6211
- (6) 施設長（管理者） 池田 茂雄
- (7) 施設の理念・基本方針

【理念】

私たちは、入居者個人の想いや意思を大切にし、一人ひとりがその人らしい日常生活が送れるよう、多様できめ細やかなサービスを提供します。

【基本方針】

- ① 入居者、家族、地域住民からの信頼を第一に考えた福祉サービスを提供します。
- ② 一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した「個別ケア」を提供します。
- ③ 職員は、人間性を高めると共に、専門的な知識と技術の研鑽に努め、地域で最も質の高いサービスを提供します。

(8) 開設年月 平成22年9月1日

(9) 入所定員 29人

3. 居室の概要について

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	29室	計3ユニット (10人ユニット×2、9人ユニット×1)
食堂	3室	各ユニットに1室ずつ
リビング	3室	各ユニットに1室ずつ
浴室	各階	1階・一般浴槽 2階・一般浴槽・機械浴槽 各ユニットに個浴を設置
医務室	1室	1階
サービスステーション	2室	1階、2階に1室ずつ

※上記は、太田市条例が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

※入居者や契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や契約者等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- | | | |
|---------|-----------|--------------|
| 一 施設長 | 四 介護支援専門員 | 七 嘱託医師 |
| 二 事務員 | 五 介護職員 | 八 管理栄養士又は栄養士 |
| 三 生活相談員 | 六 看護職員 | 九 調理員 |

※夜間については夜勤者2名以上・管理宿直者1名を配置しております。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合

以上があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（9割～7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食 事

- ・入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 17:20～

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、トイレ誘導や入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・介護及び看護職員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師（嘱託医）や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝・夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（１日あたり）>（契約書第６条参照）

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、入居者の要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

<利用料>

1. 入居者の要介護度とサービス利用単位	要介護度 1 682 単位	要介護度 2 753 単位	要介護度 3 828 位	要介護度 4 901 単位	要介護度 5 971 単位
2. 日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 単位／日				
3. 看護体制加算(Ⅰ)イ	12 単位／日				
4. 看護体制加算(Ⅱ)イ	23 単位／日				
5. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46 単位／日				
6. 栄養マネジメント 強化加算	11 単位／日				
7. 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50 単位／月				
8. 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3 単位／月				
9. 排せつ支援加算(Ⅰ)	10 単位／月				
10. 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月				
11. 介護職員等処遇改善加算	1 ヶ月の利用総単位数×1.14				
12. 個別機能訓練加算(ⅠⅡⅢ)	(Ⅰ) 12 単位/日 (Ⅱ、Ⅲ) 20 単位/月				
13. 介護サービス費	総単位数×10.14 円				
14. 食費自己負担額 第４段階 第３段階② 第３段階① 第２段階 第１段階	1,520 円 1,360 円 650 円 390 円 300 円				
15. 居住費自己負担額 第４段階 第３段階 第２段階 第１段階	2,066 円 1,370 円 880 円 880 円				
自己負担額合計	(13+14+15) の合計額				

※入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。その場合、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

＜その他の料金＞

その他期間、回数が限られている料金

ア) 初期加算

入居した日から 30 日以内の期間は初期加算として加算されます。

(30 日を超える病院等への入院後に再入居した場合も同様)

1 日あたり：30 単位

イ) 安全対策体制加算

入所時 1 回のみ加算されます。

(30 日を超える病院等への入院後に再入居した場合も同様)

1 月あたり：20 単位

ウ) 療養食加算

病状に応じ、医師の発行した食事箋に基づき療養食（糖尿病食・腎臓病食・脂質異常食等）を提供した場合に加算されます。

1 食あたり：6 単位（1 日 3 食を限度）

エ) 退所前後訪問相談援助加算

家庭復帰のために訪問相談援助をした場合に加算されます。

(退所前原則 1 回（最高 2 回）、退所後 1 回が限度)

1 回あたり：460 単位

エ) 退所時相談援助加算

家庭復帰の場合、1 回を限度として加算されます。

1 回あたり：400 単位

オ) 退所前連携加算

退居前に家庭復帰後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者との連携をし、調整を行った場合、1 回を限度として加算されます。

1 回あたり：500 単位

カ) 入院・外泊時加算

入院及び外泊した場合、1 月に 6 日を限度として加算されます。

1 日あたり：246 単位

キ) 看取り介護加算

医師が医学的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者について看取り介護を行った場合に加算されます。

死亡日 45 日前から 31 日前	1 日あたり	72 単位
死亡日 30 日前から 4 日前 . . .	1 日あたり	144 単位
死亡日前々日・前日	1 日あたり	680 単位
死亡日	1 日あたり	1,280 単位

ク) 褥瘡マネジメント加算Ⅱ

褥瘡の発生がない場合に加算されます。

1 月あたり 13 単位

ケ) 排せつ支援加算Ⅱ

排泄状態が改善した場合に加算されます。

1 月あたり 15 単位

コ) 排せつ支援加算Ⅲ

排泄状態が改善し、おむつ使用がない場合に加算されます。

1 月あたり 20 単位

サ) ADL 維持等加算Ⅰ

ADL の維持・改善した場合に加算されます。

1 月あたり 3 単位

シ) ADL 維持等加算Ⅱ

ADL の維持・改善が一定以上の場合に加算されます。

1 月あたり 6 単位

ス) 口腔衛生管理加算Ⅱ

歯科医師の指示に基づいた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合に加算されます。

110 単位／月

※上記以外にも職員体制及び施設の設備等、整い次第算定する加算等もあります。

加算等が追加になる場合は、その都度ご連絡します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（１日当たり）のご負担となります。

※ 外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合にも料金が発生します。

第１～３段階の方は、６日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、７日目からは別途料金が発生します。

項 目	個 室	
	第１～３段階	第４段階
６日目以内	認定証の記載額	2,066 円
７日以降	2,066 円	2,066 円

③ 特別な食事（酒を含みます。）

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用で、契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

***おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。**

⑤ 契約書第２０条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（入居日にかかわらず）

入居者の要介護度 (料金は１日につき)	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	11,709 円	12,480 円	13,301 円	14,103 円	14,873 円

* 上記金額はサービス利用料 10 割＋居室料金（基準額）の金額となっています。

* 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所より事前にご説明致します。

⑥ 浴衣代

死後の処置後に着用する浴衣は実費負担として 3,000 円ご負担いただきます。

⑦ 理美容代

毎月 1 回理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。(希望者のみ)

利用料金：1 回 2,500 円 ※カットのみ (パーマ・カラーは行っておりません)

<その他無料サービス>

① 施設にて無料で貴重品等の管理をさせていただきます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：日用品及び医療機関受診等で必要になる現金

○お預かりするもの：健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、
身障者手帳、代理申請に必要な印鑑、診察券等

○保管管理者：施設長

○出納方法等：手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預かり金管理要綱に従い、2 名以上の職員により施設内金庫により適切な管理を行います。
- ・ 毎月 1 回預かり金の状況を書面で報告させていただきます。
- ・ 現金をお預かりする際は、領収書を発行いたします。

※その他ご利用料金につきましてご不明の点がございましたらお気軽にお尋ね下さい。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

1 か月ごとに計算し（月末締め）、ご利用期間分の合計金額をご請求致します。

（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

利用月翌月の10日以降に請求書が発行されます。

原則、「口座振替」をお願いしています。

指定金融機関口座からの自動引き落とし
銀行（支店は問いません）—— **引き落とし日・・・毎月 27 日**
*金融機関によって手数料のご負担がありますのでご了承ください。
*27 日が土曜・日曜・祝日に当たる場合は翌営業日の引き落としになります。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	あい太田クリニック、宏愛会第一病院、 あい太田クリニック 歯科
---------	------------------------------------

※入居者の状態や診療時間・曜日等により、上記以外の医療機関に受診となる場合がございます。

また、急変時救急搬送する場合は受け入れ状況や入居者の状態により他の医療機関へ搬送となることがございます。

※嘱託医は時間・曜日等、状況により来設までに遅れを生じることがございます。

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。（契約書第14条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ 契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい） |
|---|

（1）契約者からの退居の申出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、契約者は当施設からの退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 入居者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（2）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合② 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合④ 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|--|

(3) 入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当施設入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。
ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
1日あたり 249円

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。
ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されているショートステイの居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金（1日あたり249円）及びショートステイの利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(4) 入院時の居室のショートステイ利用について

入院された場合には、利用されている居室を緊急のショートステイで利用させていただくこともあります。その際は、入院前にご利用された居室と異なってお受入させていただくことがございますのでご了承ください。その後、居室が空き次第、元の居室で対応いたします。

(5) 円滑な退居のための援助（契約書第18条参照）

入居者が当施設を退居する場合には、契約者及び入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人（契約書第21条参照）

契約者は、入居者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取っていただきます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

※ 契約者は身元引受人を兼ねることができるものとします。

8. 事故発生時の対応について（契約書第23条参照）

- （1）当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、契約者又は入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。また、事故の状況及び事故に際して取った処置を記録することと致します。
- （2）事故が生じた際にはその原因を究明し、再発防止策を講じるものと致します。

9. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

- （1）当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

社会福祉法人 プレジール 特別養護老人ホーム いちの倉
担当 生活相談員 池田 真也

Tel 0276-57-6211（代表）

※苦情の受付は、上記以外に施設内の介護職員及び事務職員でも対応いたします。

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00まで

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。

- （2）行政機関その他苦情受付機関

太田市 介護サービス課 太田市浜町 2-35	電話番号	0276-47-1829
	FAX	0276-47-1879
	受付時間	8:30～17:15
群馬県国民健康保険団体連合会 前橋市元総社町 355-8	電話番号	027-290-1323
	FAX	027-255-5077
	受付時間	9:00～17:00
太田市社会福祉協議会 太田市飯塚町 1549 太田市福社会館 1階	電話番号	0276-46-6208
	FAX	0276-46-6229
	受付時間	8:30～17:15

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造 2階建

(2) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護（ショートステイ）] 平成22年9月1日指定 群馬県

介護保険事業所番号 1070501927 定員11名

(3) 施設の周辺環境 環境及び日当たり良、交通の便良、騒音公害無

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の入居者様に対して常勤換算で1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

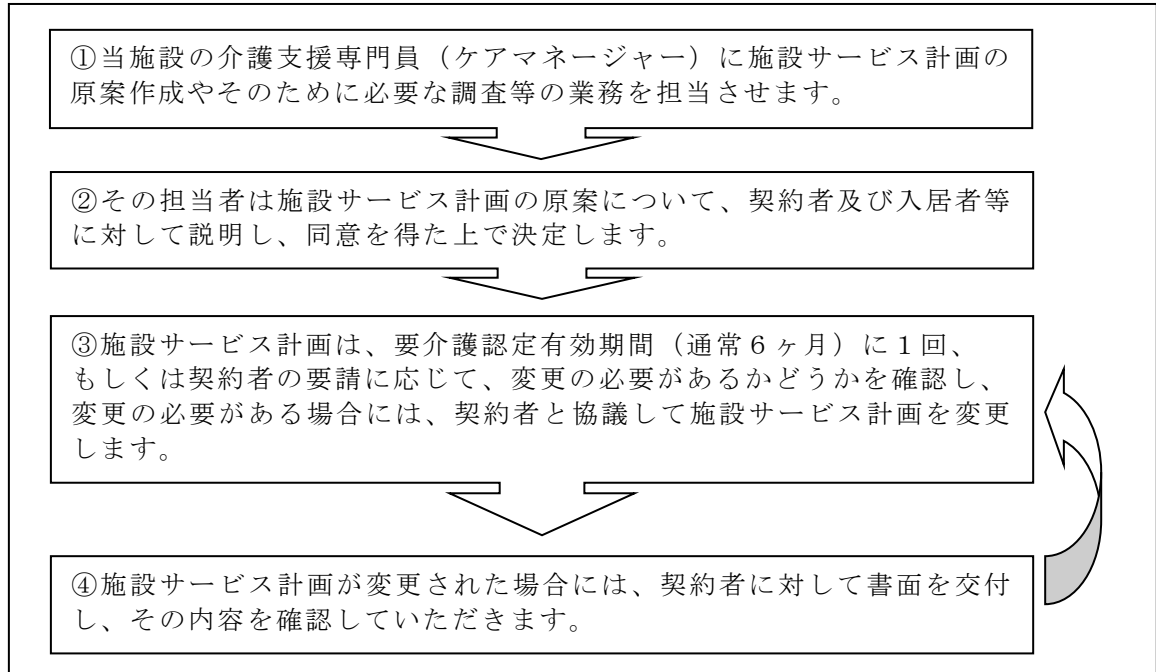
看護職員・・・主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員・・・入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師・・・入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の非常勤医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤入居者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。
ただし、入居者本人又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。
また、入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている方の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

面 会	<面会時間>午後 14 時～午後 16 時 ※来訪の際は事務所受付の面会簿にお名前をご記入ください。 ※犬、猫、小鳥等ペットの類の持込みは原則禁止とさせていただきます。 ※感染予防対策等で面会を中止する場合はオンライン面会を実施します。
外出・外泊	・外出・外泊をご希望される場合は、外出・外泊開始日の 2 日前までにお申し出下さい。 ・食事が不要な場合においても事前の申し出により、欠食の場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。
飲酒・喫煙	・職員管理のもと可能です。ご希望される場合は職員にご相談ください。
施設・設備の使用上の注意	・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状回復していただくか、居室及び共用施設、敷地又は相当の代価をお支払いいただきます。
金銭・貴金属等の持ち込み	・金銭や貴金属、携帯電話・タブレット等の電子機器の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。 ・ご希望によりお持ち込みの場合、携帯電話等は施設管理とし、使用する際にお渡しさせていただきます。使用時間は 8:30～20:00 とさせていただきます。 施設管理、使用時間を遵守できない場合、携帯電話・タブレット等の持ち込みはできませんのでご了承ください。 ・以下の項目に該当する場合は紛失・破損等した際は責任を負いかねます。 ① 本人に管理能力がなくなった後も本人に管理させる場合 ② 当施設職員が持ち込みを把握していなかった場合 } ・日常生活を送る上で必要なメガネ・補聴器等の持ち込みは可能です。
施設外受診	管理者の指示のもと、受診の有無を決めます。定期受診等の場合はご家族にご協力いただくことがあります。
第三者評価	第三者評価は実施しておりません。
郵便物について	・入居者様への郵便物につきましては、施設でお預かりする事はできません。ご本人様又は、ご家族様のご自宅へ届くようお手続きをお願いいたします。 ※差し入れ品など、郵送をご希望される場合につきましてはご相談ください。
住所の変更	・施設への住所の変更につきましては、特別な場合を除きご遠慮いただいております。

6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また事故の発生において施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。